

# 地方創生推進交付金等について

---

令和3年1月15日

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府 地方創生推進事務局

# 1. 令和3年度の地方創生関係交付金の運用について

2. 地方創生推進交付金の活用事例に関する調査・分析について

3. 予算執行調査における指摘事項について

- 地方創生推進交付金については、第2期「総合戦略」を強力に推進するため、引き続き、地域再生法に基づく法定交付金として、安定的かつ継続的な支援枠組を維持。
- その上で、地方からの要望を踏まえ、更なる運用改善を実施。
- 一方、地方創生推進交付金の活用事例に関する調査・分析結果（令和2年11月13日付）や予算執行調査における指摘（令和2年11月30日付）等を踏まえ、各地方公共団体において、適切な事業設計や、効果的かつ効率的な事業実施・効果検証に一層注力していくことが重要。
- その際、「地方創生推進交付金を活用した事業を継続的に進めるための自己点検シート」やガイドライン、事例集等を参考・活用いただきたい。

# 地方創生関係交付金に係る議論の経緯

## 1. 「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめのポイント【令和元年5月23日】

- 「未来技術を活用した新たな社会システム(Society5.0)の実現に向けたチャレンジを促進するため、全国的なモデルとなり得るものについて新たな支援の仕組みを検討。
- 地方創生に資する効果的なハード整備について、関係者との合意形成等の事業実施に向けた調整等に時間を要するものが多いことから複数年度にわたる事業実施を円滑にするとともに、支援内容のあり方を検討。
- 「企業版ふるさと納税」等の民間資金確保の促進に向けた検討(審査基準、地方負担分の取扱い)。等

## 2. 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」【令和元年6月21日 閣議決定】

第2期「総合戦略」を強力に推進するため、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論や地方公共団体の意見、第1期の効果検証等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。

## 3. 「骨太方針2019」【令和元年6月21日 閣議決定】

地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方における新たな発想や創意工夫をいかにせよう、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、要件の緩和、手続の簡素化、補助単価等の実態に即した見直し等に向けて、課題を捕捉した上で2019年までに対象や工程を具体化する。

## 4. 「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」【令和元年12月20日 閣議決定】

地方創生推進交付金については、引き続き、地域再生法に基づく法定交付金として、地方公共団体の複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する枠組を維持し、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせ、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。

加えて、第2期「総合戦略」を強力に推進するため、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における議論や地方公共団体の意見、これまでの活用実績の効果検証等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。具体的には、Society 5.0を推進するための全国的なモデルとなり得る事業に対する支援の枠組みを新設する。また、地方創生を推進する上で特に効果の高い施設整備に対する複数年度にわたる事業実施の円滑化や、企業版ふるさと納税との連携等を進める。

あわせて、効果検証等を踏まえ、地方公共団体が事業の効果を高めていく上で参考となるよう、各府省の支援策等との戦略的な連携や地域の実情に応じた効果的かつ効率的な効果検証手法等に留意しつつ、ガイドラインや事例集を取りまとめる。

### 5. 「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」【令和2年7月17日 閣議決定】

地方創生推進交付金については、第2期「総合戦略」を強力に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく法定交付金として、地方公共団体の複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する枠組を維持するとともに、所要額を確保し、地方公共団体の自主的・主体的な事業設計による取組を支援する。

### 6. 「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）【令和2年12月21日 閣議決定】

地方創生推進交付金については、Society 5.0 を推進するための全国的なモデルとなり得る事業に対する支援の枠組みの新設や、地方創生を推進する上で特に効果の高い施設整備に対する複数年度にわたる事業実施の円滑化など必要な見直しをこれまでにを行い、第2期「総合戦略」を強力に推進している。

引き続き、地域再生法に基づく法定交付金として、地方公共団体の複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する枠組を維持し、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせ、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。

また、各地方公共団体において、地方創生への取組に活かすことを目的に、地方創生推進交付金を活用した事業について、目標以上に進捗がある事例や目標に向け十分進捗したとはいえない事例等の要因を調査・分析し、2020年11月13日に、その結果と留意事項を地方公共団体に周知した。今後とも、効果検証を促すことなどを通じて、地方創生推進交付金の一層効果的な活用を推進する。

# 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和3年度概算決定額 1,000億円

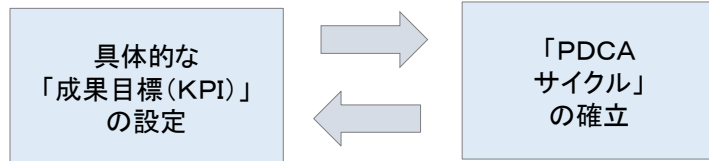
（令和2年度予算額 1,000億円）

## 事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

## 対象事業等

### 【対象事業】

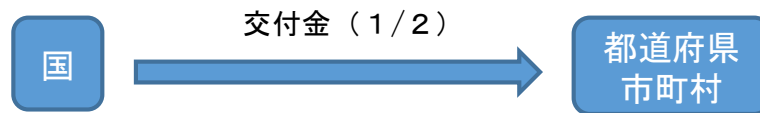
- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成
  - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ② Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
  - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③ わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
  - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ④ 複数年度にわたる施設整備事業（地方創生拠点整備交付金）

## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

## 令和3年度からの主な運用改善

- ① 複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち50億円を地方創生拠点整備交付金として措置（20億円の増額））
- ② 移住支援事業の要件緩和（テレワーカー等の対象化）
- ③ 起業支援事業の要件緩和（Society5.0関連業種等の対象化）

# 地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和3年度概算決定額 50億円（地方創生推進交付金1,000億円の内数）

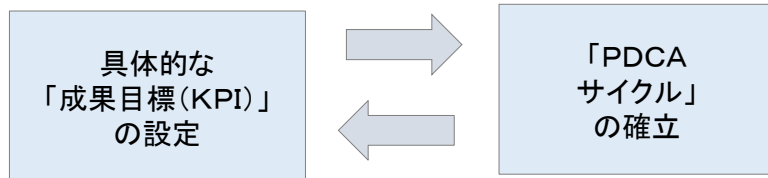
（令和2年度予算額 30億円）

## 事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で特に先導的な事業に必要な施設整備等であって、複数年度に渡るものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

⇒地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



## 対象事業等

### 【対象事業】

- 事業ごとに具体的な重要業績評価指標（KPI）の設定及びPDCAサイクルを備えられていることを前提として、①「地方版総合戦略」において、施設等の整備や利活用の方針が明確に位置づけられており、②「公共施設等総合管理計画」において、維持・管理・更新等に係る事項が位置づけられるものであって、③十分な地方創生への波及効果の発現を期待できるものを対象

### 【交付上限額の目安（交付期間全体）】（1事業当たり）

	都道府県	中枢中核都市	市町村
交付上限額の目安（国費）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

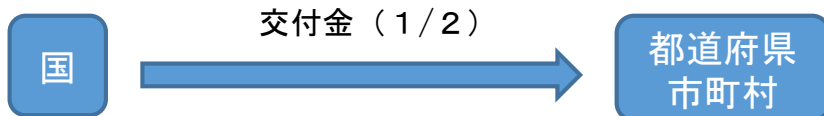
### 【交付期間】

- 原則として3年間（最長5年間）

### 【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげます。

# 地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

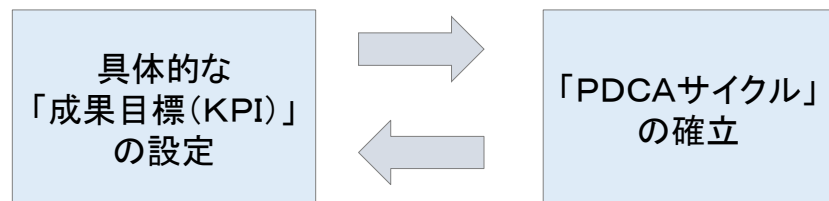
令和2年度第3次補正予算額（案） 500億円（事業費ベース 1,000億円）

## 事業概要・目的

○地域におけるポストコロナに向けた経済の好循環の実現という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援します。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与します。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

【手続き】地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。



## 対象事業等

### 【対象事業】

○事業ごとに具体的な重要業績評価指標（KPI）の設定及びPDCAサイクルを備えられていることを前提として、「地方版総合戦略」に位置付けられた（ないしは位置付けられる予定である）事業であって、十分な地方創生への波及効果の発現を期待できるものを対象

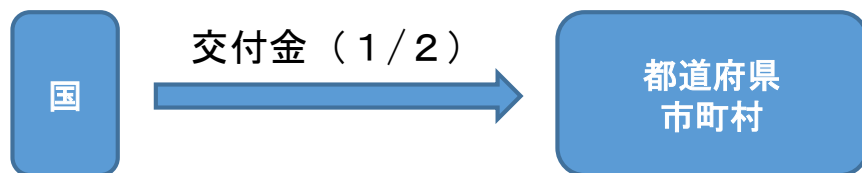
### 【交付上限額の目安】（1団体当たり）

	都道府県	中枢中核都市	市町村
交付上限額の目安（国費）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

### 【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実ににつながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

## 資金の流れ



## 期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげます。



## <先駆タイプ>

- ・ 事業期間：5か年度以内
- ・ 交付上限額(事業費<sup>〆</sup>-<sup>入</sup>)：都道府県6億円、中枢中核市5億円、市区町村4億円

### (申請要件1)

- ・ ふさわしい具体的なKPI(重要業績評価指標)を設定し、PDCAサイクルを整備する(効果検証と事業見直しの結果の公表を含む)。

### (申請要件2)

- ・ 事業内容や手法等について、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の4つの要素が全て含まれる。

## <横展開タイプ>

- ・ 事業期間：3か年度以内
- ・ 交付上限額(事業費<sup>〆</sup>-<sup>入</sup>)：都道府県2億円、中枢中核市1.7億円、市区町村1.4億円

### (申請要件1)

- ・ ふさわしい具体的なKPI(重要業績評価指標)を設定し、PDCAサイクルを整備する(効果検証と事業見直しの結果の公表を含む)。

### (申請要件2)

- ・ 事業内容や手法等について、①自立性に加え、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の3つの連携要素のうち少なくとも2つの要素が含まれる。

## <Society 5.0タイプ>

- ・ 事業期間：5か年度以内
- ・ 交付上限額(事業費ベース)：6億円
- ・ 交付金の新規事業の申請上限件数の「枠外」として申請可

**地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業を有識者審査会を通じ選定し支援。**

### (申請要件1)

- ・ ふさわしい具体的なKPI（重要業績評価指標）を設定し、国・専門家等から事業運営等に対する助言・サポートを受け、それを反映させる体制（国・地方及び専門家等が協働したPDCAサイクル）を整備する（効果検証と事業見直しの結果の公表を含む）。

### (申請要件2)

- ・ 事業内容や手法等について、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の4つの要素が全て含まれる。

### (申請要件3)

- ・ モデル性評価（未来技術の必要性・有効性、事業の創造性、横展開の可能性など）が条件に沿って設定されている。

# 地方創生推進交付金（先駆・横展開・Society5.0）の評価の概要

先駆タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の4要素をすべて満たすこと。</li> <li>・総合評価が「A」評価以上である場合に採択。</li> <li>※有識者審査</li> </ul>
横展開タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立性に加え、官民協働、地域間連携、政策間連携の3要素のうち少なくとも2つの要素を満たすこと。</li> <li>・総合評価が「C」評価以上である場合に採択。</li> </ul>
Society5.0タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の4要素をすべて満たすこと。</li> <li>・総合評価が「B」評価以上、かつ、「Society5.0タイプとしてのモデル性評価」が「A」評価以上である場合に採択</li> <li>※モデル性評価について有識者審査</li> </ul>

## 総合評価（各タイプ共通） ※各項目の評価をもとに、S～Dで評価

基礎項目 ※各項目を S～Dで評価	目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性	
	自立性	将来的に本交付金に頼らずに、事業として自立していくことが可能となる事業であること
	官民協働	民間と協働して行う事業であること 民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい
	地域間連携	関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること
	政策間連携	複数の政策を相互に関連づけて、地方創生に対して効果を発揮する事業であること
付加項目	事業推進主体の形成、地方創生人材の確保・育成、国の総合戦略における政策5原則等	

## Society5.0タイプ

### 【事業要件】

- ・国・専門家等の協働PDCAサイクル
- ・既に一部実証済で、2024年度までに本格実装
- ・地域課題を解決、地方創生に寄与
- ・新たな社会システムづくりにチャレンジ

### 【モデル性】 ※S～Dで評価

- ・未来技術の必要性・有効性
- ・事業の創造性
- ・事業推進体制（PDCAサイクル）の実効性
- ・横展開の可能性

# 地方創生関係交付金の運用改善のポイント

	運用改善項目	概要
当初 予算	<b>拠点整備交付金の一部当初予算化 (30億円→50億円)へ増額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生に高い効果が見込まれる一定の要件を満たすものについて、最長5年間の施設整備事業を可能とする</li> <li>・事業全体の上限目安や対象経費は補正予算の運用と同様</li> </ul>
	<b>最終事業年度となる継続事業の一部延期の特例措置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、令和3年度が事業計画期間の最終事業年度となる継続事業について、令和4年度に延期することを令和2年度中に決定した場合、今回募集の特例として、対象となる事業の一年間の延期を認める</li> </ul>
	<b>前身事業が先駆タイプの場合における後継事業を対象化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に実施した先駆タイプ事業の後継事業について、高度化・展開事業として新たに対象とする</li> </ul>
	<b>移住・起業・就業タイプの要件緩和</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーカー等の対象化</li> <li>・Society5.0関連業種等の対象化 等</li> </ul>
	Society5.0タイプの新設(R2～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業を支援</li> <li>・事業期間:最大5年間</li> <li>・申請上限件数:枠外</li> <li>・交付上限額:3億円(単年度・国費ベース)</li> <li>・先導性評価</li> </ul>
	企業版ふるさと納税等の民間資金確保に関するインセンティブ拡充(R2～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の企業版ふるさと納税を充当する事業を申請上限件数の枠外化</li> <li>・地元企業からの寄付も地方負担に充当してよいことを明確化</li> </ul>
	地方拠点強化税制との連携(R2～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の要件を満たした場合に、適用企業のオフィス賃料等を支援する事業を可能とする</li> </ul>
プロフェッショナル人材拠点の体制の強化・倍増に係る上乘せ(R2～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率1/2の例外として、プロフェッショナル人材拠点の強化に必要な経費を支援(当面2年間に限り定額補助(10/10))</li> </ul>	
補正 予算	拠点整備交付金の一部対象拡大(設備整備・用地造成)(R2～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・健康まちづくり分野における大規模大会の誘致など、地方創生に高い効果の期待される一定の事業について、設備整備・用地造成を中心とする事業も対象化</li> </ul>

# 前身事業が先駆タイプの事業における後継事業の取扱いについて

## 令和3年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ）に関するQ & A 一部要約

4-1-4 2016年度に交付決定を受けた先駆タイプについては、2020年度で事業が終了するが、2021年度において、後継事業を新規事業として申請することは可能か。

●申請は可能であるが、まったく同じ事業内容のままでは交付対象とならない可能性が高い。適切なPDCAサイクルによる先駆タイプの事業の推進の過程で、不可避的に直面した新たな課題やニーズ（なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に直接起因して生じた新たな課題・ニーズは該当しない。）に対応するため、前身事業の高度化・展開により、自立化・自走化の目途をつける事業（以下「高度化・展開事業」という。）である必要がある。

4-1-5 どのような事業が高度化・展開事業に該当するのか。

●高度化・展開事業とは、前身事業が先駆タイプの事業であって、以下の項目をすべて充足する事業を考えている。また、同事業としての交付対象事業の決定については、個々の事業につき一度限りを予定している。

- ・前身事業のKPI実績及びその達成／未達成の要因把握をはじめとして、事業効果が適切に検証され、具体的な分析がなされていること。
- ・前身事業と類似の経費を計上する場合は、例えば、ターゲット、内容、事業の進め方等が前身事業と明らかに異なっている点を記載し、新たな事業を実施していることが経費内訳から読み取れること。
- ・前身事業との比較においてKPIが改善された中身・水準となっていること。
- ・前身事業の評価・分析等について外部組織等の第三者評価を実施していること。
- ・前身事業のKPIのうちどれか一つが目標を達成していること、又は、KPIと同視できる指標が事業の規模に見合った形で相当程度改善上昇していると認められること。
- ・以下の5つの要素のうち複数の要素を充足すること。

①前身事業の成果・課題を踏まえ、新たに企業版ふるさと納税等を得ること。併せて民間事業者や住民等の主体的かつ具体的な参画をもって、より効果の高い事業の推進を図るものであること。

②前身事業の成果・課題を踏まえ、隣接する地方公共団体にがぎらず、戦略的に、より広域的観点から新たな地方公共団体と連携した広域連携事業とし、広域的なメリットを発揮しながら効果的かつ効率的な事業の推進を図るものであること。

③前身事業の成果を他政策と連携させること等により、事業の発展的転換を図るものであること。

④前身事業の成果・課題を踏まえ、新たな事業推進主体の設立等を通じ、事業領域の戦略的な多角化を図り、事業の波及効果を高めるものであること。

⑤前身事業の成果・課題を踏まえ、新たな事業の分野において成果を上げている人材を確保し、事業推進の中心的役割を担う人材として活用するとともに、新たな人材が育成される好循環を生み出すものであること。

# 地方創生推進交付金の活用状況

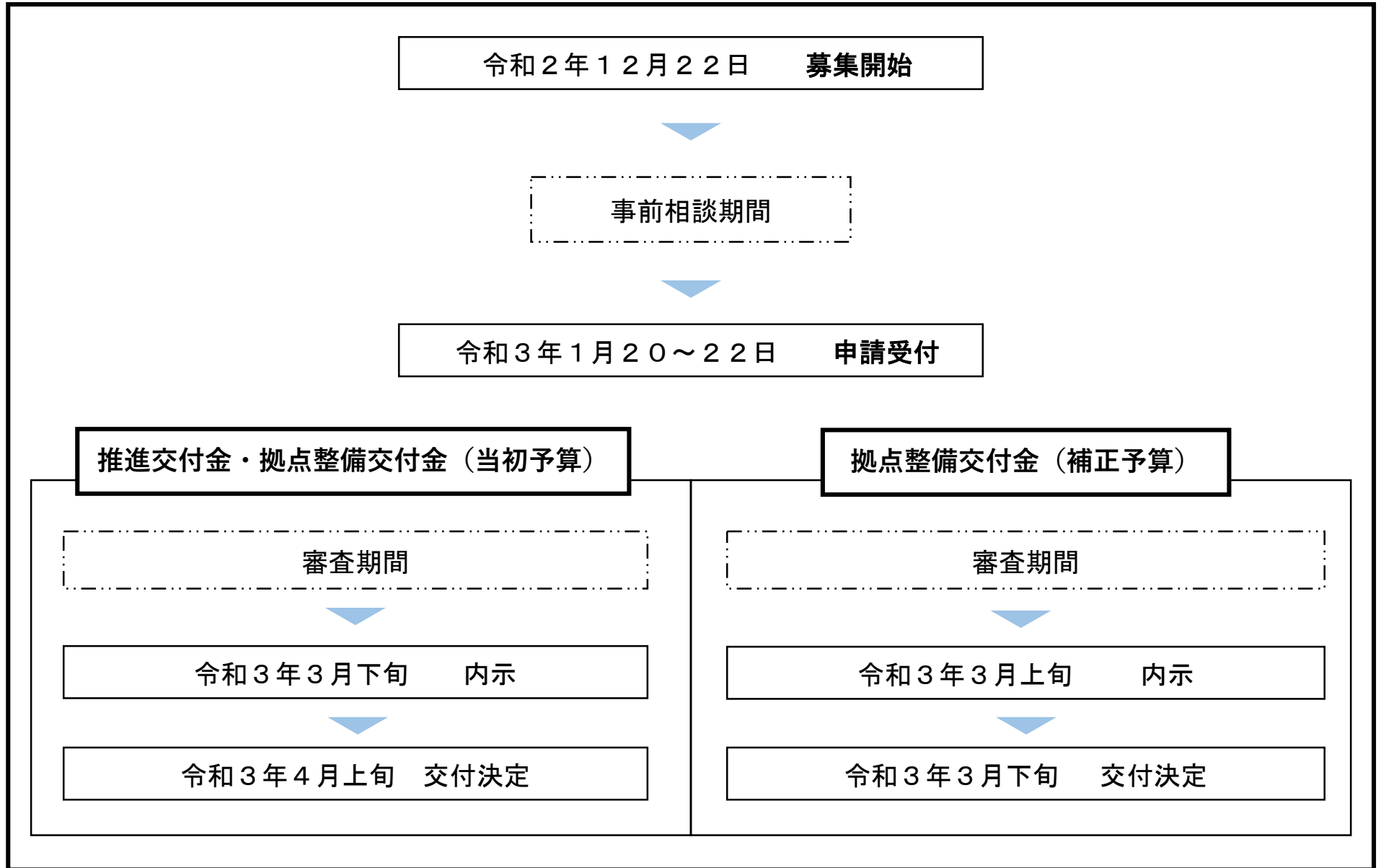
〈平成28年度～令和2年度〉

都道府県	採択額 (億円)	市区町村数		
		活用数	総数	割合
北海道	132	128	179	71.5%
青森県	42	20	40	50.0%
岩手県	38	26	33	78.8%
宮城県	50	24	35	68.6%
秋田県	42	21	25	84.0%
山形県	68	31	35	88.6%
福島県	72	41	59	69.5%
茨城県	49	42	44	95.5%
栃木県	40	25	25	100.0%
群馬県	45	27	35	77.1%
埼玉県	28	34	63	54.0%
千葉県	37	40	54	74.1%
東京都	12	28	62	45.2%
神奈川県	41	25	33	75.8%
新潟県	90	26	30	86.7%
富山県	71	15	15	100.0%
石川県	73	18	19	94.7%
福井県	43	15	17	88.2%
山梨県	19	15	27	55.6%
長野県	90	62	77	80.5%
岐阜県	78	35	42	83.3%
静岡県	62	26	35	74.3%
愛知県	47	40	54	74.1%
三重県	27	22	29	75.9%

都道府県	採択額 (億円)	市区町村数		
		活用数	総数	割合
滋賀県	41	17	19	89.5%
京都府	120	26	26	100.0%
大阪府	45	32	43	74.4%
兵庫県	101	31	41	75.6%
奈良県	45	37	39	94.9%
和歌山県	36	21	30	70.0%
鳥取県	54	19	19	100.0%
島根県	59	18	19	94.7%
岡山県	72	26	27	96.3%
広島県	40	16	23	69.6%
山口県	72	16	19	84.2%
徳島県	62	24	24	100.0%
香川県	27	13	17	76.5%
愛媛県	70	20	20	100.0%
高知県	75	34	34	100.0%
福岡県	119	50	60	83.3%
佐賀県	31	14	20	70.0%
長崎県	102	21	21	100.0%
熊本県	67	45	45	100.0%
大分県	49	18	18	100.0%
宮崎県	31	25	26	96.2%
鹿児島県	41	37	43	86.0%
沖縄県	11	10	41	24.4%
合計	2,661	1,356	1,741	77.9%

※採択額は都道府県及び市区町村の合計

# 令和3年度地方創生関係交付金（非公共）の募集等の流れ（予定）



※上記スケジュールは、令和2年12月22日付け事務連絡において示したものの。

1. 令和3年度の地方創生関係交付金の運用について

**2. 地方創生推進交付金の活用事例に関する調査・分析について**

3. 予算執行調査における指摘事項について



## 地方創生推進交付金の活用事例に関する 調査・分析（概要）

令和2年11月13日公表

### （目的）

地方創生関係予算の主要項目である地方創生推進交付金（以下「推進交付金」という。）を活用した事業について、目標以上に進捗がある事例や目標に向け十分進捗したとはいえない事例等の要因等を調査・分析。

- ・平成28年度から平成30年度までの継続事業等に関する個別調査・分析
- ・平成30年度に実施した事業に関する調査・分析

各地方公共団体において、推進交付金の一層効果的な活用につなげ、地方創生への取組みに活かすことを目的に実施。

## 1. 平成28年度から平成30年度までの継続事業等に関する個別調査・分析

- 目標（KPI）を大きく上回った事例などについて、個別に書面・聴取（下表の網掛け部分（合計72事例））。

分野・主な事業概要	主要なKPI 3つ（※）につき、いずれも目標を上回った事例	主要なKPI 3つ（※）につき、1つ又は2つ目標を上回った事例	主要なKPI 3つ（※）につき、いずれも目標を下回った事例	途中の年度で交付金の活用を停止した事例
総数：885事例（3年間継続事業860+途中で停止した事業25）	142事例 22事例	503事例	215事例 25事例	25事例 25事例
①ローカルイノベーション ・産学官連携で製品開発等を行い、取引拡大を図る事業 ・農業の稼ぐ力を高め、農業と観光の振興を図る事業 等	36事例 5事例		36事例 6事例	3事例 3事例
②農林水産 ・地元農産物の需要拡大を図る事業 ・地元農産物を用いた加工食品の商品開発等を図る事業 等	20事例 5事例		32事例 5事例	4事例 4事例
③観光振興 ・廃棄物を減らす活動による来訪者増加を図る事業 ・地域資源を観光に活用する仕組みの構築を図る事業 等	14事例 3事例		39事例 4事例	2事例 2事例
④地方への人の流れ・働き方改革 ・地域産業を支える人材の確保を図る事業 ・県内企業への人材の確保・定着を図る事業 等	37事例 4事例		66事例 5事例	10事例 10事例
⑤まちづくり ・地域の賑わいと雇用の創出を図る事業 ・まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図る事業 等	35事例 5事例		42事例 5事例	6事例 6事例

（※）KPIの設定が1つ又は2つの場合を含む

- 今後、推進交付金を活用した事業の推進にあたり、**事業に関わる者が危機感と地方創生に向けた強い意気込み**を持ち共有するとともに、**以下に述べる要因（目標（KPI）達成の成否を分けた共通の要因）**及び示唆につき、**地方公共団体が認識を深め、適切な行動に移すことが課題の解決や隘路の打開**につながるものと考えられる。
- ・ **多くの関係者との円滑な連携**（行政内部や民間事業者等との連携）
  - ・ **核となる人材の確保**
  - ・ **事前調査・分析の十分な実施**と、目標達成に向けた対応の見通し
  - ・ **PDCAの適切な実施**
  - ・ **地域住民の事業への理解・協力等**
  - ・ **効果的な広報**につながるような工夫

## 2. 平成30年度に実施した事業に関する調査・分析

- 過年度からの継続事業を含め、平成30年度に実施された**3,399事業を対象**として、外部有識者の監修に基づき、令和2年3月に取りまとめた効果検証に関する調査結果を活用。

地方公共団体における**効果検証の状況や目標（KPI）の設定状況等**につき、整理・分析（詳細は別添）。

- 地方公共団体において推進交付金の一層効果的な活用につなげるため、以下の点に留意することが重要。
  - ・ 計画策定段階から**自立化・自走化を意識した検討**
  - ・ 課題・ニーズの共有・明確化や適切なKPI設定等、**PDCAに係るガイドライン**（平成30年4月に公表）の記載事項に取り組むほど、**効果が増大する傾向**
  - ・ 事業の実施と並行した**適切な効果検証**

## 3. 調査結果を踏まえた今後の取組み

本調査・分析の結果を踏まえ、本事務局として、地方公共団体に対し、**通知の発出**や**個別の相談**を通じて、事業の実施にあたり十分留意すべきことなどを周知することなどに取り組み、推進交付金の一層効果的な活用を図る。

府地事第769号  
令和2年11月13日

各都道府県知事 殿

内閣府地方創生推進事務局長

地方創生推進交付金の活用事例に関する調査・分析結果について（通知）

平素より、地方創生の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。  
地方創生推進交付金（以下「推進交付金」という。）は、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業であり、KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援する交付金として、多くの地方公共団体に活用いただいています。

この度、これまでに推進交付金を活用した事業を対象に、目標以上の進捗がある事例や目標に向け十分に進捗したとは言いがたい事例等の要因などについて調査・分析し、結果をとりまとめましたので、別添のとおりお送りします。

つきましては、内容についてご確認いただくとともに、特に下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本通知の内容につきましては、貴管内市町村に周知いただくとともに、市町村から事業の進め方等につき、相談がなされた場合には、標記調査・分析の結果を踏まえた助言等を適宜、行っていただくなど、推進交付金の一層効果的な活用に向けた取組みに関し、引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

- 推進交付金を活用した事業にお取り組みいただいている場合には、事業に関わる者の間で、あらためて危機感及び地方創生に向けた強い意気込みを共有するとともに、PDCAの適切な実施をはじめ、庁内部局における連携や民間事業者等との連携に関する進捗状況等についての確認を行うことが、当該事業の継続により課題の解決や隘路の打開を図る上で重要であること。  
このため、当事務局において、別添の通り、「地方創生推進交付金を活用した事業を継続的に進めるための自己点検シート」を作成したので、事業の円滑かつ効果的な推進を図る上で積極的に活用いただきたいこと。
- 今後、推進交付金を活用した事業に取り組みもうとする場合には、事業に関わる者の間で、危機感及び地方創生に向けた強い意気込みを持ち共有することが重要である。その上

で、核となる人材の確保や、事前調査・分析の十分な実施と目標達成に向け必要となる対応の見通し、多くの関係者との円滑な連携、P D C Aの適切な実施などについて、認識を深め、適切な行動に移すことが、事業の実施を通じて課題の解決や隘路の打開を図る上で重要であること。

内閣府地方創生推進事務局

担当：佐々木、荻野

電話：03-3581-4213

# 地方創生推進交付金の活用事例に関する調査・分析について⑦

	(別添)
地方創生推進交付金を活用した事業を継続的に進めるための自己点検シート	
	チェック
多くの関係者との円滑な連携	
行政内部における関係部局との連携（関係者の役割・責任の明確化、課題・ニーズの共有と明確化、主体間コミュニケーション、政策間連携等）	
民間事業者等との連携（既存組織・ネットワークの活用、関係者の役割・責任の明確化、課題・ニーズの共有と明確化、主体間コミュニケーション、政策間連携等）	
核となる人材の確保（安定した人材の確保、外部人材・知見の活用等）	
事前調査・分析の十分な実施と、目標達成に向けた対応の見通し（課題・ニーズの共有と明確化、定量的・客観的な分析、自走を意識した計画、詳細な工程計画等）	
地域住民の事業への理解・協力等（地域の理解醸成を促す情報提供、地域主体の参加促進等）	
効果的な広報につながるような工夫	
PDCAの適切な実施	
こまめな進捗と質の管理	
外部による効果検証	
自走を意識した計画	
KPI目標未達成の要因分析及びこれに基づくKPIの必要な見直し	
事業改善方針の明確化及び反映	

1. 令和3年度の地方創生関係交付金の運用について

2. 地方創生推進交付金の活用事例に関する調査・分析について

**3. 予算執行調査における指摘事項について**



# 予算執行調査における指摘事項について①

総括調査票							
調査事案名	(2) 地方創生拠点整備交付金			調査対象 予算額	平成28年度補正(第2号): 86,980百万円 (参考 令和2年度: 3,000百万円)		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	地方創生推進費	調査主体	共同
組織	地方創生推進事務局			目	地方創生拠点整備交付金	取りまとめ財務局	(四国財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

○ 地方創生拠点整備交付金(以下、「交付金」という。)は、地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業のうち、地方創生につながる先導的な施設整備(※)を支援する事業である。具体的には、運営戦略や事業計画に基づき利活用方策が明確にされ、それにより十分な地方創生への波及効果(例:観光・農林水産業の振興、地方への移住・起業等の促進、女性・高齢者の就業促進、交流人口の拡大、地域の消費拡大)の発現を期待できるものを対象としており、対象事業は、4つの事業分野(①しごと創生、②地方への人の流れ、③働き方改革、④まちづくり)に類型されている。また、当該施設の利活用に係る適切かつ具体的な成果目標(KPI)を設定し、KPIの達成状況等を確認するPDCAサイクルを備えている必要がある。

#### ※主な対象施設のイメージ

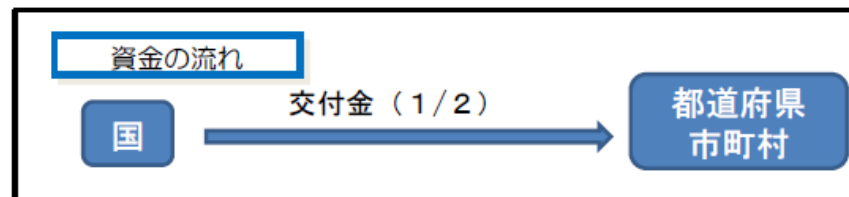
- ・地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- ・地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- ・地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- ・地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

#### <先導的な事業とは>

地域再生法に規定する「先導的な事業」とは、以下のような要素を有する利活用方策と一体となった、地方創生に対し効果的な施設の整備であること。

- ① 自立性: 事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。
- ② 官民協働: 地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい。
- ③ 地域間連携: 単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。
- ④ 政策間連携: 単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。
- ⑤ 事業が先導的であると認められるその他の理由があること。

○ 今回の調査については、平成28年度補正予算(第2号)に計上された交付金で採択された事業のうち、採択額5,000万円超のもの410件について、調査を行った。※うち12件については、事業取り消し等により交付金未交付のため調査対象から除外している。



## 総 括 調 査 票

調査事業名 (2) 地方創生拠点整備交付金

### ②調査の視点

#### 1. KPIについて

- 各事業において設定されたKPIについて、その達成状況を毎年度把握しているか。また、その達成状況を踏まえ、利活用方策の見直しを行っているか。
- 当該施設整備事業の対象となった建築物と同一の施設の追加の施設整備事業を行う理由はどのようなものか。

### ③調査結果及びその分析

#### 1. KPIについて

##### (1) KPIの達成状況

KPIの達成状況については、各年度において、【表1】のとおり約5割の達成率にとどまっており、毎年度KPIを検証していない事業も398事業のうち16事業(約4%)あった。またこのうち、毎年度検証していない理由を調査したところ10事業(約63%)が「毎年度の効果検証は努力義務であるため」という理由だった。

【表1】KPIの達成状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設定KPI数(A)	725	1,030	1,062
目標値以上となったもの(B)	347	512	449
目標値を下回ったもの(C)	353	498	521
未把握・不明(D)	25	20	92
KPI達成率(B)/((A)-(D))	49.6%	50.7%	46.3%

##### (2) 利活用の見直しの検討

KPIの実績値が目標値を下回った年度のある事業335事業のうち、施設の利活用方策の見直しを行った年度がある事業は、65事業(約19%)にとどまっている。

##### (3) 追加の施設整備事業について

当該施設の整備事業において、平成29年度以降の予算に計上された交付金を用いて、追加の施設整備(当該施設整備事業の対象となった建築物と同一の施設(施設内の別のフロアを含む)を整備すること)を行ったかどうか調査をしたところ、398事業のうち28事業(約7%)が追加の施設整備を行っていたことがわかった。このうち17事業(約61%)がすべてまたは一部が当該施設整備事業と同一のKPIを設定しており、さらにこのうち11事業(約65%)についてはKPIの目標値についても同じ数値であった。

### ④今後の改善点・検討の方向性

#### 1. KPIについて

- 効果検証については、現状、制度要綱において、「原則、毎年度検証するよう努めるものとする」とされており、毎年度の効果検証が徹底されていない事業もあるため特段の事情のない限り毎年度行うよう徹底し、未達の場合は利活用方策の見直しを検討し、KPIの達成に向け継続的に取り組んでいくべき。また、毎年度検証できない事情がある場合には、その理由を明らかにすべき。
- 同じ施設での追加の施設整備を行う場合には、新規のKPIの設定や、KPIの上方修正を行い、追加で国費を投入することによる相乗効果を踏まえたものとするべき。

## 総括調査票

調査事業名 (2) 地方創生拠点整備交付金

### ②調査の視点

#### 2. 自立性について

- 整備対象施設の利活用における事業収入はどのようになっているのか。また自立化の見込みはどうなっているのか。
- 交付金の審査の際に、自立性の観点は内閣府はどのように確認しているのか。

### ③調査結果及びその分析

#### 2. 自立性について

- (1) 整備対象施設の利活用における現状の事業収入の有無を調査したところ、398事業のうち336事業(約84%)が事業収入(施設利用料収入など)有り、62事業(約16%)が事業収入が無しとなっており事業収入がない事業も一定程度採択されていることがわかった。また今後の施設利活用の自立化の見込みについて調査したところ【表2】のとおり、地方公共団体の一般財源負担による自立化を見込んでいる事業が97事業(約24%)、自立化を見込んでいない事業も39事業(約10%)あることが分かった。

【表2】整備対象施設における施設利活用の自立化の見込

事業収入による自立化を見込んでいる	104
地方公共団体の一般財源負担による自立化を見込んでいる	97
事業収入及び一般財源の両方を活用した自立化を見込んでいる	158
自立化は見込んでいない	39

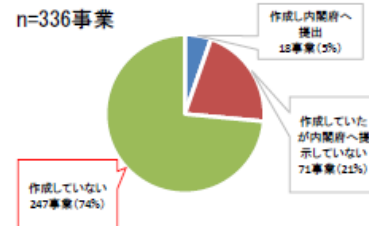
- (2) また、令和2年度の利活用における収入見込額について調査をしたところ【表3】のとおり、収入計画を作成していない事業が176事業(約44%)あった。また、このうち収入計画を作成している事業の事業収入比率についても50%以下の事業が130事業(約59%)あり、他の財源(自治体負担、国庫補助金)で多くを賄っている事業が半数以上を占めていることがわかった。

【表3】整備対象施設の利活用における令和2年度の収入見込額

計画なし	176
計画有り	222
0%	34
0.0% ~ 25.0%	65
25.0% ~ 50.0%	31
50.0% ~ 75.0%	29
75.0% ~ 100%	27
100%	36
合計	398

- (3) 交付金の審査の際に用いる施設整備計画において、数値を用いた収支計画を求めておらず、自立性の方策については、定性的な記載内容に留まっている。そこで、交付金の申請にあたり、数値を用いた収支計画を作成していたか調査をしたところ【図1】のとおり、義務ではないが作成し内閣府へ提示していた事業がわずかにある一方で作成していない事業は事業収入のある336事業のうち247事業(約74%)と、大半をしめていた。また、収支計画を作成していない理由について調査をしたところ【図2】のとおり「施設整備計画の様式では文章で自立性を記載することとなっているため」が141事業(約57%)、「内閣府へ提示しなければならない資料ではないため」が73事業(約30%)と二つで大半を占めていた。

【図1】数値を用いた収支計画を作成し内閣府に提出していたか。

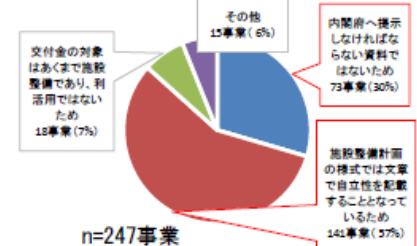


### ④今後の改善点・検討の方向性

#### 2. 自立性について

- 施設整備事業を行うにあたっては、整備が終わった後の利活用において、国費等に頼らず自走できることが重要であるが、事業収入が全くない事業や地方公共団体の一般財源などに頼っているものも多く、自立性の確保については課題がある。
- 現在、交付金の審査の際に自立性については、文章で記載することとなっているが、自治体により具体的に自立性について検討を行うよう、交付申請の際には数値を用いた収支計画を作成させ、内閣府の審査において活用すべきである。  
また、作成させることで、自治体に自走可能な事業実施を意識させるべき。

【図2】数値を用いた収支計画を作成していない理由





## 総 括 調 査 票

調査事業名 (2) 地方創生拠点整備交付金

### ②調査の視点

#### 3. 官民協働について

- 施設の整備及び利活用において、民間の資金を取り入れているか。

#### 4. 既存施設の活用について

- 施設整備事業を行う場合には、新築だけでなく、既存施設の活用も検討しているのか。

【調査対象年度】  
平成28年度

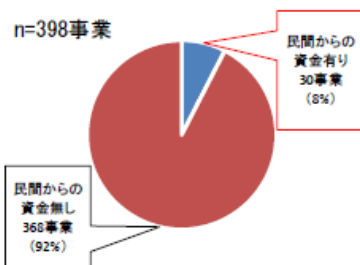
【調査対象先数】  
地方公共団体：302先

### ③調査結果及びその分析

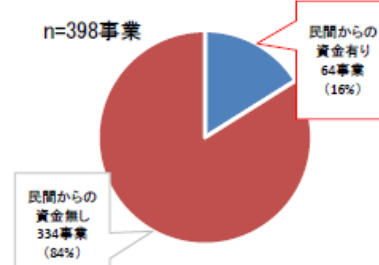
#### 3. 官民協働について

【図3】【図4】のとおり、民間からの資金を得て、当該施設の整備もしくは利活用を実施している事業はそれぞれ、398事業のうち30事業（約8%）、64事業（約16%）とごくわずかにしかなかった。

【図3】民間からの資金（融資や出資など）を得て、当該施設整備を行った事業の割合



【図4】民間からの資金（融資や出資など）を得て、当該施設の利活用を行った事業の割合



#### 4. 既存施設の活用について

施設整備事業の形態について、調査したところ、【表4】のとおり、398事業のうち新築が172事業（約43%）となっていることが分かった。このうち、施設整備事業を行うにあたって、自治体内の既存の施設を活用できるか確認したか調査をしたところ、23事業（約13%）が活用を確認していないということが分かった。

【表4】施設整備の種類（重複回答有り）

新築	増築	改築	模様替
172	87	101	119

### ④今後の改善点・検討の方向性

#### 3. 官民協働について

- 施設の整備や利活用に際し、国や自治体の交付金等だけでなく、制度要綱において、「単に協働するにとどまらず、民間からの資金を得て行うことがあれば、より望ましい。」とされており、本交付金が自立性を有する事業を対象にしていることを踏まえれば、計画段階において、将来的な民間からの資金の活用の見通しを施設整備計画に記載させることで、当該資金の活用を促すべき。

#### 4. 既存施設の活用について

- 新築で施設整備を行う場合には、なるべく低コストでの施設整備事業を行うため、既存施設の活用の検討を徹底させるべき。

# 予算執行調査を踏まえた対応について

財務省による指摘概要	内閣府対応の方向性
<p><u>1. K P I について</u>            (努力義務とされている) 効果検証について、特段の事情のない限り毎年度行うよう徹底し、K P I 未達の場合は利活用方策の見直しを検討し、K P I の達成に向け継続的に取り組んでいくべき。            また、<u>毎年度検証できない事情がある場合には、その理由を明らかにすべき。</u></p> <p>.....</p> <p><u>同じ施設で追加の施設整備を行う場合には、新規のK P I の設定や、K P I の上方修正を行い、追加で国費を投入することによる相乗効果を踏まえたものとすべき。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Q &amp; Aにおいて、「毎年度の効果検証ができない事情がある場合には、その理由を明らかにすることが望ましい旨」記載。</li> <li>● 申請様式において、追加の施設整備を行う場合に、前身事業のK P I を記載する欄を追加するとともに、新規のK P I や前身事業を上回るK P I を設定することが望ましい旨を注記。</li> </ul>
<p><u>2. 自立性について</u>            交付申請の際には数字を用いた収支計画を作成させ、<u>内閣府の審査において活用すべき。</u>また、作成させることで、<u>自治体に自走可能な事業実施を意識させるべき。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請様式において、自立性の欄に、毎年度の収支計画（維持管理費・事業収入等）を記載する欄を追加。</li> </ul>
<p><u>3. 官民協働について</u>            計画段階において、<u>将来的な民間からの資金の活用の見通しを記載させることで、当該資金の活用を促すべき。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請様式において、官民協働の欄に、「民間からの資金の活用の見通し」を記載する欄を追加。</li> </ul>
<p><u>4. 既存施設の活用について</u>            新築で施設整備を行う場合には、<u>なるべく低コストでの施設整備事業を行うため、既存施設の活用の検討を徹底させるべき。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請様式において、新築の場合に、既存施設の活用の検討を行ったかどうかを確認する欄を追加。</li> </ul>

## □目指すべき将来像及び課題の設定等

- ・地方創生に関する従来の事業の成果を踏まえつつ、何が課題で、その要因は何で、それを解決するために**なぜこの事業を行うのか**ということ論理立てて実施計画に記載をする必要がある。実施する事業が、なぜ課題の解決に資するかという分析がなく、**課題と行おうとしている事業との因果関係が不明確**となっているものが多く見受けられる。地方創生関係交付金を活用した事業に取り組もうとする場合には、**事前調査・分析を十分に実施**していただき、地方創生関係交付金の一層効果的な活用を行っていただきたい。

## □KPIの設定

- ・KPIは少なくとも1つは活動指標（アウトプット）ではなく、**成果指標（アウトカム）を設定する必要がある**。
- ・実施計画に記載されている課題を解決するために、交付金により事業を行い、その事業が課題解決に効果があったのかどうかKPIにより確認するという制度であるが、KPIが記載している課題の解決に効果があったかどうかわからないような指標が設定されている。KPIの設定にあたっては、「**地方創生事業実施のためのガイドライン**」等を**参考・活用**いただきたい。

## □先導性の評価

- ・先導性は地方創生関係交付金で必要となる要件。「**自立性**」「**官民協働**」「**地域間連携**」「**政策間連携**」は**重要な要素**である。特に、**自立性については、申請の要件として「将来的に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること」としている**のでご留意いただきたい。また、地方創生拠点整備交付金の申請に当たっては、令和2年11月30日に発出した「**財務省令和2年度予算執行調査における指摘を踏まえた地方創生拠点整備交付金の今後の申請に係る対応について**」の内容を踏まえつつ、**事業を計画**いただきたい。

## □PDCAの適切な実施

- ・事業毎にPDCAサイクルを整備したうえで、設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施し、適切な事業改善を行っていくことが重要である。その際には、令和2年11月13日に発出した「**地方創生推進交付金の活用事例に関する調査・分析結果について（通知）**」の内容を踏まえつつ、「**地方創生推進交付金を活用した事業を継続的に進めるための自己点検シート**」等を有効に活用いただき、**事業の円滑かつ効果的な推進**を図っていただきたい。